- 動機の了解可能性以外の他の着眼点についても上記と同様に、その着眼点についての両面から、そしてそれらに精神障害と精神障害とは言えない要素との両方との関係を論ずることになる。
- このように説明を構成すると、たとえば動機に了解不能とみられる面があってもそれが精神障害とは全く関係が無いもの、衝動的とみられる事件でもその衝動性には精神障害が全くかかわっていないもの、事件に計画性がみられるもののそれがむしろ精神障害の影響があることを示しているもの、合目的的とみられる行動をしているもののその目的には精神障害が強くかかわっているものなど、複雑な関係があること説明をしなければならないことがはっきりとすることも多い。そしてその複雑な関係こそが法的な判断にも重要なポイントとなっていることも多い。
- ７項目についてはもっぱら、責任能力を肯定する方向に過度に傾きやすいとの批判がある。しかし利用の仕方によっては、逆に責任能力を否定する方向に過度に傾くこともあるようである。ようするに、どのような書式や項目を用いようとも、利用のしかたが偏っていれば結論も偏ることになるので、注意しなければならない。

以上をふまえて、７つの着眼点の具体的な使用については、あまり適切とは言えないものと、より適切なものとして、次のような例をあげることができる。

【あまり適切とは言えない使用例】

～であるので、動機は了解可能である。

【より適切な使用例】

～という面から動機に了解不能な部分があると指摘しうる。これについては被告人の精神障害は～というかたちで影響しているといえる、精神障害とは言えない部分も～というかたちで影響している。

また一方では～という面から動機に了解可能な部分があると指摘しうる。これについては、被告人の精神障害は～という形で影響しているといえるが、精神障害とは言えない部分も～というかたちで影響しているといえる。

【補遺３】

鑑定書の短縮化について

補遺１でも述べた通り、裁判員制度では、とくに法廷に提出されて裁判員の前で朗読される書面（証拠として取り調べられる書面は全文の朗読が原則とされているため）の量は、どうしても制限せざるを得ない状況になっている。このため、鑑定書についても従来提出されてきたようなものではなく、短くしたものを求められる法廷、あるいは鑑定書を作成しなくてよいという法廷も出てきている。

しかし、鑑定書の記載量の短縮には慎重であるべきであろう。補遺１でも述べた通り、最終的に鑑定書に記す量は基本的に、(1)得られた情報の範囲と量、(2)記録として残しておくべきだと判断される情報の範囲と量に依存する。このとき、鑑定における評価をどのような情報に基づいておこなったのか、ということは非常に重要であり、再検証が可能となるような記録をしておくように意識すべきである。とくに基礎となる被疑者／被告人との面接記録を逐語のかたちで記録しておくこと、それを適宜そのまま引用して示すことは、鑑定書の評価の信頼性を高めるうえできわめて重要なポイントである。再鑑定、上告、さらには再犯をしたようなときに以前の鑑定書として参照されるなどの事態を考えれば、こうしたことは当然といえるであろう。

このような意味では、従来通りに充分量の鑑定書（やそれに準ずるもの）をいったんは作成してから、それを短縮するという方法をとるほうが望ましいと考えられる。そうした作業を通じて、自らの鑑定作業に荒いところがないか、評価に至る思考過程に矛盾や偏りがないかということができるからである。とりわけ鑑定の初学者の場合にはこれを推奨する。

また、かりに法廷に提出する書面は短縮化する、あるいは口頭のみで報告するとしても、鑑定の作業自体まで短縮化されるべきではない。そして鑑定作業というのは、書面作成のための時間ばかりがかかっているわけではないから、鑑定書の短縮＝鑑定期間の短縮ととらえるべきではない。もちろんむやみに時間をかけることはあってはならないが、被鑑定人との間に相応の信頼関係を築き、情報を丹念に収集してまとめ、ときには矛盾する情報についても検討をし、鑑定の基礎となるあらゆる情報を整理する必要がある。そして、その情報に基づいた評価についても、丁寧にその理論の整合性などを確認しつつ、組み立てなければならない。こうした鑑定の信頼性を高めるための時間は決して省略されるべきではない。必要な作業時間は、鑑定の依頼者に対してはっきりと要求すべきである。むしろいったん鑑定意見を作成してからそれを「短くてもわかるように」短縮する作業をするのだと考えれば、かえって時間はかかる可能性もある。

いずれせよ、最終的には裁判員制度では　短い鑑定書の提出や口頭報告のみをするという可能性は高い。しかしこのとき「複雑なものを単純化して分かりやすくする」のではなく、「複雑なものは複雑だということを分かりやすく」示すべきである。むしろ分かりにくいところこそ精神医学的に（そして法的判断のうえでも）重要であることも多いと心得て、事件と障害の関連性について十分に説明を加えるべきである。

法廷ではしばしば鑑定の信頼性をはかろうとさまざまな尋問が行われる。しかし、もっとも鑑定の質を担保するのは鑑定作業の丁寧さと緻密さである。本当の意味での鑑定の質の検証とは、個々の鑑定人というよりも、目の前に提示された個々の鑑定ごとに、それが合理的なものであるかということをもって確認されるべきものであるといえるであろう。鑑定人はそうした検証に耐えられるように作業をする努力をするべきなのである。

【補遺４】

心神喪失者等医療観察法の鑑定※用書式（別紙形式）

※具体的な鑑定の実施、鑑定書作成、共通評価項目の使用方法については、別途示されている各種手引き、ガイドライン等を参照してください。

「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き（ver4.0）」は、その名のとおり刑事責任能力鑑定のための書式を紹介しているが、手引きの利用者から、同様の形式で心神喪失者等医療観察法の鑑定で利用できる書式も示してほしいとのリクエストを受けることがあった。これまで個々に応じて返答してきたが、本追補でも医療観察法の鑑定に利用することを目的に作成した別紙形式の書式を紹介しておくことにした。

基本的な骨格は「刑事責任能力に関する精神鑑定書作成の手引き（ver4.0）」の別紙形式に沿っているが、とくに

(a)医療観察法の判断に重要とされる「疾病性」「治療反応性」「社会復帰（阻害）要因」の検討をする欄を設けたこと

(b)「共通評価項目」の記入用の別紙を作ったこと

が提案の主要なポイントとなっている。

なお、「鑑定事項」の項目は、各裁判所から指定されるので、それに応じて変更をして使用することになる。

また、添付する「別紙」については適宜、利用者が追加するのがよいし、またそれらの記載の分量についても利用者が（鑑定依頼者らと相談するなどして）決めるのがよいであろう。

心神喪失者等医療観察法にかかる精神鑑定書

1.	対象者	**氏名　●●　●**　（男　**生年月日**　昭和●　年 ● 月 ● 日　**現在満 ● 歳**） **申立日**　平成●　年 ● 月 ● 日　　●●　**地方裁判所**　刑事第●部
2.	対象行為概要	対象者は、平成●年●月●日午後●時●分ころ、●●●

	（主治医：●●●●医師、●●●●医師） **参考情報**　(a)一件記録（起訴前の鑑定書等をふくむ） (b)実●への面接（平成●年●月●日、●●医師による） (c)本人への面接（平成●年●月●日、●日、●日、●日、●月●日、●日、●日、●日、●日、●日、●日、●日、●日、●日、●月●日に、それぞれ約30分～1時間程度実施）、神経学的検査、および身体医学的諸検査（血液・尿検査、頭部MRI検査、SPECT、脳波検査、胸部・腹部CT検査、腹部超音波検査）。
5.　診断 **対象行為時**	**診断：　●●●●●●●●●●　（コード：●●●●診断基準：ICD-10）** **上記診断を支持する主たる所見等：** 診断基準ICD-10によって「●●●●●●●●」の診断を確認する。対象者について上記の基準A～Fをそれぞれ検討する。 【基準A】基準にあげられている(1)～(5)のうち、●●●●●●●●●●

現在	**診断：　●●●●●●●●●●　（コード：●●●●●　診断基準：ICD-10）** **上記診断を支持する主たる所見等：** 前記（対象行為時）に同じ。 **補足説明：**　特記事項なし
生活歴等	(A) 家族歴 対象者は●●●●●●●●●●

	(2) ●●●病院（昭和●●年●月●日～昭和●年●月●日）：措置入院 退院後は●●●

(1) 対象行為まで

対象行為は●●●であった。

(2) 対象行為時

本人によると●●●という。●●●した。●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●

7.	鑑定入院中の治療とその評価の説明	(1) 鑑定入院時所見 平成●●年●●月●●日に鑑定入院が開始された。●●●

	●●●

（別紙）身体所見、心理検査所見

血液・尿検査	●●●●●●●●●●●●●●●●。 ●●●●●●●●●●●●●●●●

（別紙）鑑定時面接記録（抜粋）

1．事件の動機に関する面接記録

対象者が対象行為について鑑定面接時に語った会話の一部をいかに抜粋して示す。つまり事件の動機については●●●●●●●であり、●●●●●●●●●。したがって●●●●●●●。

<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。

2．自らの障害についての自覚に関する面接記録

対象者が、自らの障害について鑑定面接時に語った会話の一部をいかに抜粋して示す。つまり自らの精神障害については●●●●●●●であり、●●●●●●●●●。したがって●●●●●●●。

<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。

3．●●●●●●●●に関する面接記録

対象者が、●●●●●●●について鑑定面接時に語った会話の一部をいかに抜粋して示す。つまり●●●●●については●●●●●●●であり、●●●●●●●●●。したがって●●●●●●●。

<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。

4．●●●●●●●●に関する面接記録

対象者が、●●●●●●●について鑑定面接時に語った会話の一部をいかに抜粋して示す。つまり●●●●●については●●●●●●●であり、●●●●●●●●●。したがって●●●●●●●。

<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですか>
●●●●●●●●●●。
<●●●●●●●●●●>
●●●●●●●●●●。

（別紙）鑑定入院中の薬物投与内容

	主たる向精神薬（１日投与内容）					
日付	●●●●	●●●●	●●酸●●●	●●●	●●●●	
●/●	●●mg	●●mg	●●●mg	●●mg		
●/●	●●mg	●●mg	●●●mg	●●mg		
●/●	●●mg	●●mg↓	●●●mg	●●mg		
●/●	●●mg	●●mg↓	●●●mg	●●mg		
●/●	●●mg		●●●mg	●●mg	●/●	
●/●	●●mg		●●●mg	●●mg	●/●↑	
●/●	●●mg		●●●mg	●●mg	●/●↑	
●/●	●●mg		●●●mg	●●mg	●/●↑	
	上記投与で現在にいたる					
	＋：追加　↓：減量　↑：増量　（）内は血中濃度					

（以上）

（別紙）共通評価項目

<table>
<tr><th>大項目</th><th></th><th>小項目</th><th>得点</th><th>詳細</th></tr>
<tr><td>精神医学的要素</td><td>1</td><td>精神病症状</td><td></td><td>精神病症状の下位項目の得点は以下のとおりであり、総合的には本小項目は●点となる。
<table>
<tr><th></th><th>下位項目</th><th>得点</th><th>詳細</th></tr>
<tr><td>1</td><td>通常ではない思考内容</td><td></td><td>●●●

	3	自殺企図		●●●

				●
		10	活動性の低さ		●●●●●●●●●●●●●●●●
		11	生産的活動		●●●●●●●●●●●●●●●●
		12	過度の依存性		●●●●●●●●●●●●●●●●
		13	余暇を有効に過ごせない		●●●●●●●●●●●●●●●●●●
		14	施設に過剰適応する		●●●●●●●●●

	6	衝動コントロール		衝動コントロールの下位項目の得点は以下のとおりであり、総合的には本小項目は●点となる。

	下位項目	得点	詳細
1	突然計画を変えるなど		●●●●●●●●●
2	待つことができないなど		●●●●●●●●●
3	思いついたらすぐに行動するなど		●●●●●●●●●
4	そののかされたりしやすいなど		●●●●●●●●●
5	怒りを行動化しやすいなど		●●●●●●●●●

対人関係的要素	7	共感性		●●●●●●●●●●●●●●●●●

				6 だます、嘘をいう ●●●●●●●●● 7 故意に器物を破損する ●●●●●●●●● 8 犯罪にかかわる交友関係 ●●●●●●●●● 9 性的な逸脱行為 ●●●●●●●●● 10 放火の兆し ●●●●●●●●●
	9	対人暴力		●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
環境的要素	10	個人的支援		個人的な支援については●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●。 下位項目 / 得点 / 詳細 1 情緒的サポート ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●